

(議院運営委員会)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第四号)(衆議院提出) 要旨

本法律案の改正点は、以下のとおりである。

一、育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会職員の勤務時間について改定を行う。

二、この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。